

## ■ 方法書の縦覧について

### 縦覧場所

- |                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| ● 兵庫県 県土整備部 まちづくり局 都市計画課 | ● 加古川市 環境部 環境政策課  |
| ● 兵庫県 農政環境部 環境管理局 水大気課   | ● 高砂市 生活環境部 環境経済室 |
| 環境影響評価室                  | 環境政策課             |
| ● 神戸市 都市局 都市計画課          | ● 稲美町 地域整備部 都市計画課 |
| ● 神戸市 環境局 環境保全部 環境都市課    | ● 播磨町 都市計画グループ    |
| ● 姫路市 都市局 まちづくり部 都市計画課   | ● 国土交通省 近畿地方整備局   |
| ● 明石市 都市局 道路安全室 道路整備課    | 姫路河川国道事務所 調査課     |

### 縦覧期間及び時間

令和3年7月27日(火)～8月26日(木) 午前9時～午後5時 (土日祝日を除く)

### インターネットによる公表

- 兵庫県 県土整備部 まちづくり局 都市計画課ホームページ  
[https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/assess\\_harimarinkai.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/assess_harimarinkai.html)
- 神戸市 都市局 都市計画課ホームページ  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a84931/20210615.html>

※ホームページ上では、期間中の土日祝日を含み、終日閲覧が可能です。



兵庫県  
QRコード



神戸市  
QRコード

## ■ 意見書の提出について

### 意見書の提出方法

方法書について、環境の保全の見地からご意見のある方は、以下のとおり、どなたでも意見書を提出することができます。

- (1) 提出期限: 令和3年9月9日(木)午後5時まで(郵送の場合は当日消印有効)
- (2) 提出先: 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1  
兵庫県 県土整備部 まちづくり局 都市計画課  
又は  
〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30  
神戸市 都市局 都市計画課
- (3) 提出方法: 郵送又は持参による書面での提出  
兵庫県電子申請システムによる提出  
<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1622083078486>  
神戸市のホームページより、インターネットからの提出  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a84931/20210615.html>
- (4) 意見書の記載事項(以下のア～ウは必ず記載してください。):



兵庫県  
QRコード



神戸市  
QRコード

- ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所  
(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称  
(「播磨臨海地域道路(第二神明～広畑)環境影響評価方法書」と記載)
- ウ 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見  
(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。)

※意見書については、指定の様式はございませんが、縦覧場所や県・市町ホームページの参考様式をご利用いただけます。

このパンフレットについてのご質問・お問い合わせは…

兵庫県 県土整備部 まちづくり局 都市計画課  
兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番地1 (TEL.078-362-4307)  
[https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/assess\\_harimarinkai.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/assess_harimarinkai.html)

神戸市 都市局 都市計画課  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 (TEL.078-595-6702)  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a84931/20210615.html>

# 播磨臨海地域道路 (第二神明～広畑)

## 環境影響評価方法書のあらまし



加古川河口部周辺(加古川市・高砂市)



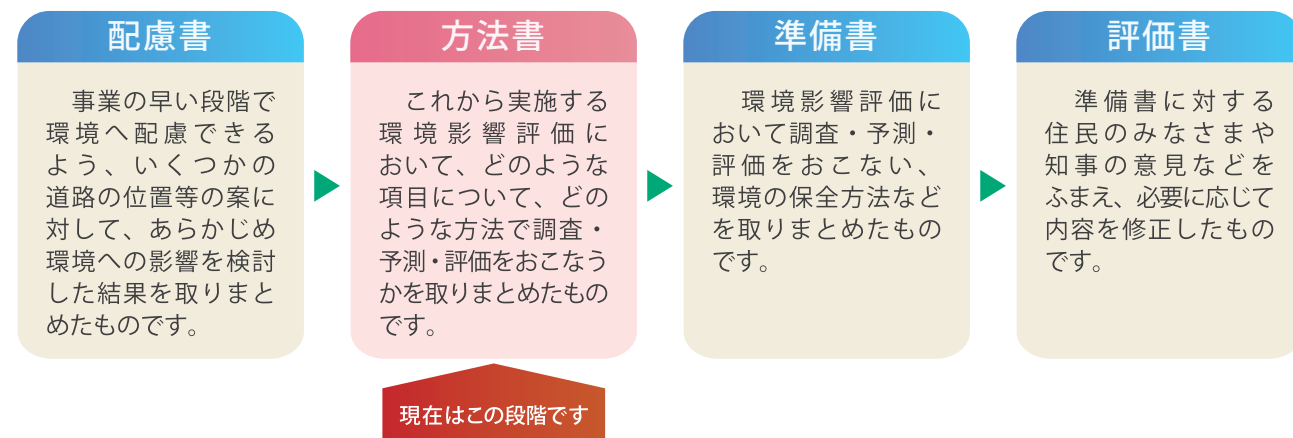
# 1 環境影響評価方法書とは

## ■ 環境影響評価(環境アセスメント)とは

事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価をおこない、その結果を公表して地域住民の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画(都市計画)を作り上げていこうという制度です。

一定の規模以上の事業は、法律や条例により、事業者に対して環境影響評価の実施が義務付けられています。このうち、対象事業が都市計画に定められる場合は、事業者に代わって都市計画決定権者(播磨臨海地域道路では兵庫県及び神戸市)が、都市計画を定める手続きと併せて環境影響評価の手続きをおこないます。

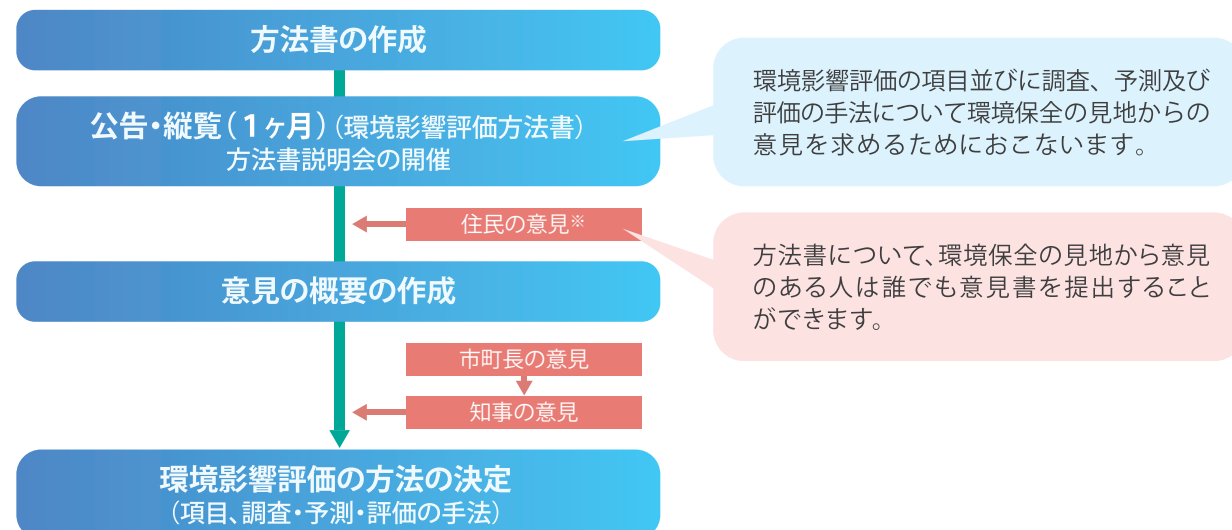
### ▶ 環境影響評価に関する図書



## ■ 環境影響評価方法書とは

方法書は、計画段階環境配慮書(配慮書)に対する一般の方や兵庫県知事、国土交通大臣等からの意見などを踏まえ、事業実施による環境影響(大気質や騒音、動物や植物など)を想定した上で、これから実施する環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をおこなうかを取りまとめたものです。

### ▶ 環境影響評価の方法の決定までの流れ



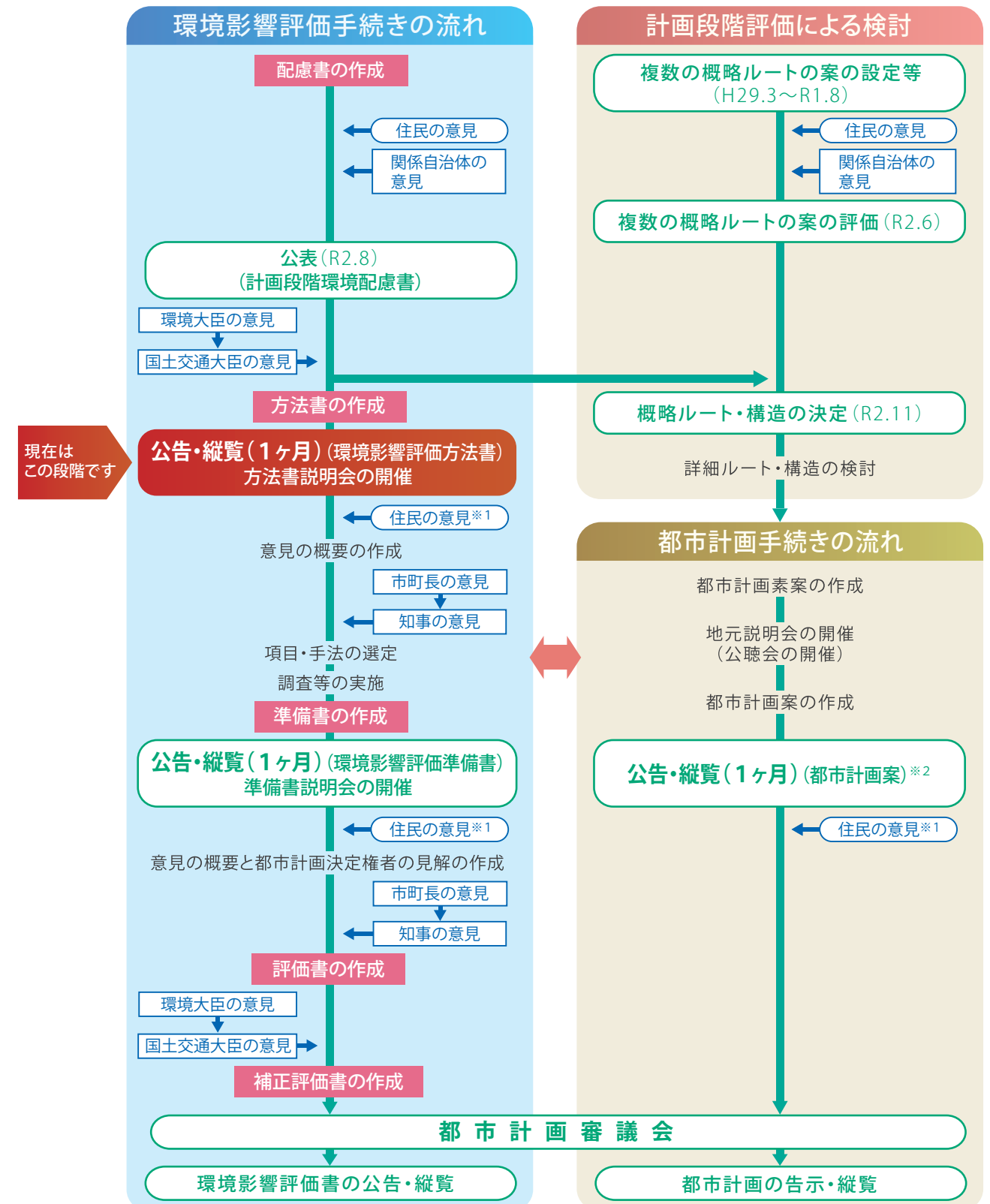
\*住民の意見の提出期間は、公告の日～縦覧期間満了日翌日より2週間後までです。

# 2 手続きの流れ

## ■ 環境影響評価と都市計画の手続きの流れ

これまで計画段階評価や配慮書手続きの中で、早い段階から住民のみなさまなどの意見を聴取して検討を進めてきました。

今後も、各法令に基づき、意見聴取を実施して、環境影響評価及び都市計画の手続きを進めていきます。



\*1 住民の意見の提出期間は、公告の日～縦覧期間満了日翌日より2週間後までです。

\*2 都市計画決定権者が環境影響評価をおこなう場合、縦覧期間が通常の2週間から1ヶ月に変更となります。



# 3 播磨臨海地域道路(第二神明～広畑) の概要

播磨臨海地域道路は、播磨臨海地域を東西に結ぶ新たな路線で、国道2号バイパスや国道250号の渋滞緩和、災害時等における代替路の確保とともに、ものづくり拠点である播磨臨海地域の発展に寄与する道路です。

播磨臨海地域道路は全体延長約50kmのうち、第二神明～広畑に至る約36kmの区間を「当面、都市計画・環境影響評価を進める区間」とし、都市計画の手続きとあわせて環境影響評価の手続きを進めています。

## ▶ 都市計画対象道路事業の目的

播磨臨海地域の国道2号バイパス(加古川バイパス、姫路バイパス)では、1日の交通量が10万台を超える区間があり、慢性的に発生している渋滞は産業活動や観光振興に影響を与えています。

また、渋滞による速度低下が原因の一つであると考えられる追突事故など、交通事故が多発している他、洪水などの災害発生時には、一部の主要幹線道路で通行止めや道路の寸断が懸念されています。

以上を踏まえ、播磨臨海地域道路は、「製造業の活性化、投資促進」、「観光周遊の促進」、「交通事故の削減」、「災害に強いまちづくり」の4点を政策目標として設定し、より良い地域づくりに寄与するよう、計画づくりを進めています。

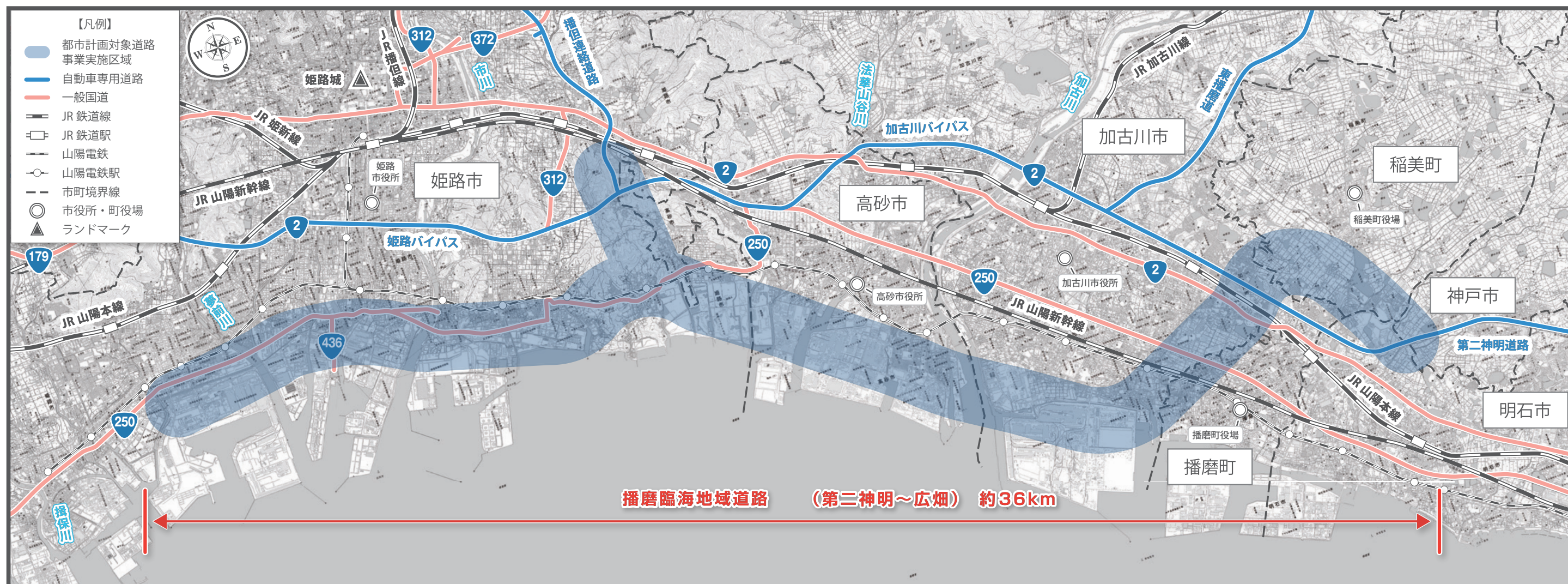
## ▶ 都市計画対象道路事業の内容

- 事業の名称 / 播磨臨海地域道路(第二神明～広畑)
- 都市計画決定権者の名称 / 兵庫県、神戸市
- 事業の種類 / 一般国道の改築
- 事業区間 / 起点：兵庫県神戸市  
/ 終点：兵庫県姫路市
- 延長 / 約36km
- 車線数 / 4車線
- 設計速度 / 80km/h
- 基本的な道路構造 / 主に地表式、嵩上式、地下式

## ▶ 都市計画対象道路事業実施区域とは

「都市計画対象道路事業実施区域(以下「事業実施区域」)」とは、都市計画対象道路事業(以下「本事業」)の実施により、道路が建設される可能性のある範囲です。事業実施区域は、神戸市(西区)、明石市、稲美町、播磨町、加古川市、高砂市及び姫路市にあります。

## ▶ 都市計画対象道路事業実施区域の位置





# 4 播磨臨海地域道路(第二神明～広畑) の環境影響評価方法書の内容

## ■ 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況

事業実施区域及びその周囲の自然的状況及び社会的状況(地域特性)について、既存の文献等を用いて把握しました。

### 自然的状況

- 大気質については、大気汚染常時監視測定局21ヵ所で調査がおこなわれ、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)及び浮遊粒子状物質(SPM)についてはすべての測定局で環境基準を達成しています。
- 騒音については、一般環境騒音、道路交通騒音とともに一部地域を除いて環境基準を達成しています。また、振動についてはすべての地点で 要請限度以下の値となっています。
- 動物・植物については、哺乳類で25種、鳥類で189種、爬虫類で12種、両生類で14種、魚類で61種、昆虫類・クモ類で376種、底生動物で140種、陸産貝類で41種、植物で669種の重要な種が確認されています。また、動物の注目すべき生息地が4箇所存在します。

### 社会的状況

- 人口は、平成17年以降、兵庫県全体ではやや減少傾向、周辺の市町の合計では横ばい傾向にあります。
- 事業実施区域は主に工業地域及び工業専用地域に属しており、一部で住居系・商業系の地域も含まれます。
- 事業実施区域には、一級河川の加古川、二級河川の法華山谷川、市川、夢前川等が交差しています。主要な道路としては、一般国道2号、一般国道250号、一般国道2号バイパス及び第二神明道路等があります。
- 周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設があります。

## ■ 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目については、事業特性・地域特性などを踏まえて、以下のとおり選定しました。

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用			
				建設機械の稼働	資材及び車両の運搬	切土等の除去又は既存の工事	設置工事	工事用道路等の設置	水底の掘削等	掘削(地表式)又は掘削(溝上式)の存在	道路(溝上式)の存在	自動車の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素	●	●							●	
			浮遊粒子状物質	●	●								
		騒音	騒音	●	●								●
		振動	振動	●	●								●
	水環境	水質	水の濁り			●		●					
			地形及び地質				●			●			
土壌に係る環境その他の環境	その他の環境要素	日照障害									●		
		動物	重要な種及び注目すべき生息地	●			●				●		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生態系	植物	重要な種及び群落				●				●		
		生態系	地域を特徴づける生態系				●				●		
		景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観									●	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	文化財	文化財及び埋蔵文化財包蔵地				●				●		
		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		●							

●:環境影響評価を実施する項目

## ■ 調査・予測の手法

環境影響評価の項目ごとの調査・予測の手法の概要は次のとおりです。

調査地点は、環境影響評価項目の項目ごとに、予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点を選定します。

環境要素	調査項目・現地調査方法	予測の手法
大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	● 大気質の濃度:「大気汚染に係る環境基準について」等に規定される測定方法 ● 気象(風向・風速等)の状況:「地上気象観測指針」による方法	拡散式(ブルーム式及びパフ式)を用いて、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値を予測
大気質(粉じん等)	● 気象(風向・風速)の状況:「地上気象観測指針」による方法	事例の引用又は解析により、季節別降下ばいじん量を予測
騒音	● 騒音の状況「騒音に係る環境基準について」等に規定される騒音の測定方法 ● 地表面の状況・沿道の状況:現地踏査による目視	(社)日本音響学会の予測モデルによる計算により騒音レベルを予測
振動	● 振動の状況:「振動規制法施行規則」に規定される振動の測定方法 ● 地盤の状況:現地踏査による目視及び大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析して求める方法	事例の引用又は解析により、振動レベルを予測(建設機械の稼働) 旧建設省土木研究所の提案式による計算により振動レベルを予測
低周波音	● 住居の位置:現地踏査による目視	既存調査結果により導かれた予測式を用いて、低周波音を予測
水質(水の濁り)	● 水質の状況(流量、浮遊物質等):「水質汚濁に係る環境基準について」等に示される方法	類似事例を用いて推定する方法、もしくは計算による方法により、水の濁りを予測
地形及び地質	● 地形及び地質の概況、重要な地形の分布、状態及び特性:現地踏査による目視	重要な地形・地質の分布又は成立環境の改変の程度を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測
日照障害	● 土地利用の状況、地形の状況:現地踏査による目視	予測地域の平面図上に等時間日影図を作成することにより、日影の程度を予測
動物	● 騒音の状況、動物相の状況、重要な種等の状況:個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法等	類似事例を参考に、重要な種への影響の程度を予測(建設機械の稼働) ● 重要な種の生息地及び注目すべき生息地が消失・縮小する区間及び重要な種等の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握 ● 重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測
植物	● 植物相及び植生の状況、重要な種及び群落の状況:個体の目視、必要に応じ個体の採取による方法	● 重要な種・群落の生育地が消失・縮小する区間及びその程度を把握 ● 重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測
生態系	● 動物植物その他の自然環境の概況、地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況等:「動物」及び「植物」と同様	● 生息・生育基盤が消失・縮小する区間及び注目種・群集の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握 ● 注目種・群集の生息・生育状況の変化及びそれに伴う地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測
景観	● 主要な眺望点の状況、景観資源の状況、主要な眺望景観の状況:写真撮影により視覚的に把握	● 図上解析することにより、主要な眺望点及び景観資源の改変の位置、程度を把握 ● フォトモニタージュ法等の視覚的な表現方法により眺望景観の変化の程度を把握
人と自然との触れ合いの活動の場	● 触れ合い活動の場の概況、主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況:写真撮影により視覚的に把握、活動内容の把握	● 図上解析することにより、主要な触れ合い活動の場及びそれを取り巻く自然資源の改変の位置、程度を把握 ● 主要な触れ合い活動の場について、分断等の利用性の変化、到達時間・距離の変化、認識される近傍の風景の変化が生じる位置・程度を把握
文化財及び埋蔵文化財包蔵地	● 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域、区分:既存資料調査等	文化財及び埋蔵文化財包蔵地の分布又はその改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により予測
廃棄物等	● 既存の工作物、建設発生木材の分布状況、再資源化施設・中間処理施設の立地状況等:既存資料調査等	● 廃棄物等の種類ごとの概略の発生量及び処分状況の予測 ● 実行可能な再利用・適正処分の方策を検討

## ■ 評価の手法

### 回避又は低減に係る評価

本事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価します。

### 基準又は目標との整合

国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。